

令和4年第11回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年11月29日（火）午前9時30分～午前9時43分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 18名

会長	19番	今田邦彦			
会長職務代理	18番	畑雄二			
委員	1番	澁谷英昭	2番	白木義一	
	3番	森良明	4番	太田秀樹	
	5番	貞廣樹良	6番	鈴木孝典	
	7番	高橋修	8番	吉田彰	
	9番	長谷川彰徳	10番	赤澤良一	
	11番	柏葉政良	12番	岩間秀一	
	13番	中澤裕幸	14番	齊藤良平	
	16番	田中政幸	17番	伊藤貢三	

欠席委員（1名） 15番 峯崎光行

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長谷川農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 報告第4号 現況証明書交付報告の件
 - 第5 議案第40号 現況証明願の件
 - 第6 議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第7 議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
 - 第8 議案第43号 農用地の買入協議要請の件

令和４年第１１回農業委員会総会

- 議長 　　ただいまより、令和４年　第１１回美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。
- 議長 　　この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。議席番号１５番峯崎光行委員は都合により欠席いたします。
- 議長 　　つぎに日程の第１、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、議席番号４番太田秀樹委員７番高橋修委員を指名いたします。
- 議長 　　つぎに、日程の第２、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日１日と致したいと存じますが、
これに、ご異議ございませんか。
- 委員 　　（なしの声）
- 議長 　　ご異議なしと認めます。
よって会期は本日１日とすることに決定をいたします。
- 議長 　　つぎに、日程の第３、諸般報告に入ります。
諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。
ご質問ございませんか。
- 委員 　　（なしの声）
- 議長 　　ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。
- 議長 　　つぎに、日程の第４、報告第４号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
- 長谷川係長　　ただいま議題となりました報告第４号現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第３・５の（２）により、会長専決として証明したので報告するものです。
（議案朗読省略）
確認事項といたしましては、１番につきましては、昭和５９年１１月６日に５条許可を受けています。２番につきましては、昭和４４年４月１１日５条の許可を受けています。３番につきましては、昭和４８年８月３１日に５条許可を受けていますので、１・２番は令和４年１０月２５日付けで証明書を交付、３番は令和４年１１月１５日に証明書を交付しましたので報

		告します。なお、調査場所につきましては、報告第４号資料のとおりとなっております。
		以上で事務局からの説明を終わります。
議 長		ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。これに、ご質問ございませんか。
委 員		(なしの声)
議 長		ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。
議 長		つぎに、日程の第５、議案第４０号、現況証明願の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
長谷川係長		ただいま議題となりました議案第４０号現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。調査員につきましては、田中委員を主任とする、伊藤委員、白木委員の３名により１１月１１日に現地調査を行いました。
		申請理由は、全て地目変更登記のためです。
		(議案朗読省略)
		なお、調査場所につきましては議案第４０号資料のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。
		事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、田中委員から説明願います。
田中委員		１１月１１日に私と伊藤委員・白木委員の３名で現地調査を行いました。１番・２番については、整地されていますが長年に渡り耕作されていない状況でいずれも、農地・採草放牧地以外と判断しました。以上で調査経過の報告を終わります。
議 長		ただいま、説明のあった現況証明願の件について、質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委 員		(なしの声)
議 長		ご異議なしと認めます。
		よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。
議 長		つぎに、日程の第６、議案第４１号、農地法第３条第１項の規定による許可の件を議題といたします。
		事務局から説明を求めます。
山下次長		ただいま議題となりました議案第４１号農地法第３条第１項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を

求めるものです。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第41号資料のとおりとなっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

議 長

つぎに、日程の第7、議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

長谷川係長

ただいま議題となりました議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は1番～6番は所有権移転、7番～14番は賃借権設定です。

(議案朗読省略)

番号1番～2番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり19ページ別添1調査書、番号3番～7番・9番～14番は個人が利用権の設定等を受けるものであり、20ページ別添2調査書、番号8番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、21ページ別添3調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第42号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては11月29日を予定しております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長	ただいま事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。
議 長	つぎに、日程の第 8、議案第 43 号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。事務局から、説明を求めます
長谷川係長	ただいま議題となりました、議案第 43 号農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第 43 号資料のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。
議 長	ただいま事務局から説明のあった、農用地の買入協議要請の件について 質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、原案のとおり要請することで決定をいたします。 以上をもちまして、第 11 回農業委員会総会は閉会いたします。